

令和3年8月19日（木曜日）

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会

令和3年8月19日（木曜日）

出席議員（1名） 議長 三浦清人君

出席委員（15名）

委員長	山内昇一君	
副委員長	村岡賢一君	
委員	須藤清孝君	倉橋誠司君
	佐藤雄一君	千葉伸孝君
	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	今野雄紀君
	高橋兼次君	星喜美男君
	菅原辰雄君	山内孝樹君
	後藤清喜君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
総務課長	及川明君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	岩淵武久君
総務課上席主幹 兼人事係長	加藤信男君
総務課財政係長	渡邊隆史君
農林水産課長	大森隆市君
農林水産課農林業振興係長	阿部大輔君

總 合 支 所 長

三 浦 勝 美 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員

芳 賀 長 恒 君

事 務 局 長

男 澤 知 樹 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

男 澤 知 樹

次 長 兼 總 務 係 長
兼 議 事 調 査 係 長

高 橋 伸 彦

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会の会議の概要

午後1時30分 開会

○委員長（山内昇一君） ただいまより町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は15名であります。定足数に達しておりますので、これより町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を開催いたします。

傍聴の申出があり、これを許可しております。

本日の会議の進め方ですが、この後、一旦休憩とし、7月21日に開催された第3回目の本委員会での発言概要について事務局に説明させ、その後、会議を再開し、事前に配付している資料、補助金不正流用事案内部事務調査中間報告書について当局から説明を受け、その後、各委員から質疑を受けたいと思います。このように進めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

早速会議に入ります。

南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案の発生原因等についてを議題といたします。

本日は、説明員として代表監査委員、監査委員事務局長、そして当局から町長、副町長、総務課長、総務課課長補佐、総務課人事係長、総務課財政係長、農林水産課長、農林水産課農林業振興係長、総合支所長が出席しております。

暫時休憩します。

午後1時34分 休憩

午後1時49分 再開

○委員長（山内昇一君） 会議を再開いたします。

事前に配付しております資料、補助金不正流用事案内部事務調査中間報告書について、当局の説明を求めます。総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） まず1枚目。第1、この調査については、不正流用事案に係る町の事務に関し南三陸町補助金不正流用事案内部事務調査委員会設置

規程に基づき調査を行ったものであります。

第2に調査の概要といたしまして、書面による調査、それから聴取による調査を行っております。

それでは、第3、調査の結果について報告します。書面等による調査結果については、既に監査委員による監査報告書が提出されており、これを否定する根拠は一切ないことから、記載を省略するという内容でございます。なお、調査の過程において、本件不正流用事案に係る預金通帳とは別に同対策協議会名義の預金通帳が存在することが判明した。一の協議会において複数の通帳をもって会計処理することは問題ないところではあるものの、当該預金通帳の作成及び管理は町の職員により行われておりまして、結果、協議会の予算・決算に関係させず、当該預金通帳を用い国からの補助金を受領し、町職員限りで運用していた事実は、不適切な事務処理であったと評価せざるを得ないという結果でございます。

続きまして、主要な聴取項目及びこれらに対する回答について一定の傾向が見られたことからその概要を申し上げます。

まず、聴取事項それから聴取結果概要について朗読いたします。運営費補助・事業費補助の別等、そもそもとなる「補助制度」というものについて、どういった認識を持っていたか。また、補助金等交付規則及び本件に関係する要綱・要領について、どの程度理解していたかという質問に対して回答をいただいた内容は、補助制度に関する基本的な知識はあるものの、本件要綱・要領については、熟知していなかった。それから制度に関しての認識はあったものの、担当職員を信頼し、執行させていたというのが、大まかな内容でございます。

続きまして、町が「本部」として参画する協議会において、定期の総会が開催されていないこと、つまり、各種手続等の一切が「協議会の意思を通じていない不適正なものである」と通常認め得る点について、どういった認識でいたかという質問に対しては、宮城県農業共済組合が機関として責任をもって処理しているものと信頼していたという回答でございました。これは、ほぼ、みな、ほとんどの職員がそう思っていたという状況でございます。

臨時総会を開催した際において、事業計画、収支予算等そもそもとなる「定期の総会」にて諮るべき事項が諮られていないことについて、どういった認識でいたかという設問に対しては、主体的に総会開催の認識が持てなかった。年度の事

業が進行していることから規約の改正のみとしたという内容でございます。補助金の確定の権限を持つ「産業振興課長」が協議会の会長である点について、適正でないという認識はあったか。その認識があったとすれば、正さなかった理由は何かという設問に対しては、利益相反の認識がなかったというのが概ねの回答内容でございます。

協議会の通帳及び代表者印を本部の管理下でない一個人に管理させていた点について、どういった認識でいたかという設問に対して、宮城県農業共済組合の中で、一般的な適正管理が行われている認識だったという回答でございました。

「決裁」といった行為に対する認識はどうであったか。回答は、自身による細部のチェックが疎かだった。認識・配慮が欠如していたと知っているということでした。

続いて最後、本件被害は、防げたと思うか。防げたと考えるのであれば、どの時点・どの事務において、どうすれば防げたと思うかという設問に対して、実績報告・額の確定の事務処理の時点で提出書類の不備等に気づき、事実確認をしていれば、不正の有無を把握できたと思うという回答がありました。

続きまして、第4、事案発生の要因といたしまして、職員に対する聴取により判明した事実を要約いたしますと「認識不足」「知識不足」「確認不足」「思い込み」「他人任せ」が、本件事案の主たる要因であったと言わざるを得ないという見解です。なお、復興事業を可及的速やかに進めなければならなかったという事情は十分に理解するところではありますが、このことは、確認行為等を怠ったことを是とするものではないという考えです。

書面及び聴取による調査の結果をさらに掘り下げ、その要因を3つの視点から分析すると、以下が問題の本質と推測いたします。

(1)として、職員個々の意識、職責の認識。①として、職員個々の法令遵守に対する意識が希薄であった点は否めない。特に震災後、公営住宅家賃未請求事案や消防防災施設災害復旧事業に係る不適正な事務処理が発生するなど、本件事案に関し法令遵守（適正な事務執行）を確認する機会があったはずであるが、「対岸の火事」となってしまいました。また、過去の不適正事務発生の都度、全職員に対し、法令遵守の研修等を行ったところではありますが、このような事務が繰り返されたことは、結果として「実施した」だけで終わってしまったと言わざ

るを得ない状況です。

②として、決裁に関与する上司（課長、参事、課長（技術）補佐、係長）は、それぞれの職位に応じた必要なチェックをしていなかった。また、決裁権者は、決裁事項について、最終的に意思を決定するものであり、その責任は重い。決裁権者は、起案内容を十分精査の上、記載すべき事項や添付書類などの不備について部下に指導すべきであり、押印する責任者の自覚が欠如していた。特に管理職（課長）は、その所属における「事務方」のトップとして専決権限を有する等している。その業務の遂行に当たっては、ルーチン業務の進行管理等を適正に行った上、その延長線上に勤怠管理、議会对応等があるということを再認識しなければならない。

③として、結果として、前例踏襲から脱却できなかった。誰か一人でも当該補助金の目的を理解し、本件補助金交付事務を執行していれば、早期に不正に気付けたものと推測される。

④として、補助金交付要綱等は、目的ではなく、手段である。補助の目的を達成するため必要であれば改正等を実施し、実態に即した事務執行をすべきであるにも関わらず、法令を無視した事務執行が繰り返されました。

これは、監査委員が指摘するように「補助金を交付すること」が目的となっていたことの証左であり、職員一人ひとりの目的意識が欠如していたと言わざるを得ません。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長、要点だけ説明していただきたいと思います。

○総合支所長（三浦勝美君） 次に、（２）組織としての機能・対応。①として、組織で業務を行う意識が欠如し、相互に補完する体制が不足していたという内容でございます。

②に、本件事案の担当者は、平成25年度から応援職員が担っていたということで、それも要因の一つ、前例踏襲の要因の一つとなっていたという内容でございます。

③として、本来「審議」であるべき決裁が、単なる「回覧」になっていたという状況でございます。

それから④として、業務の引継ぎが上手くされていなかったという内容になってございます。

⑤として、監査委員による監査において、不適正処理の指摘があったにも関わらず、改善がなされていないということが原因の一つであるかと思えます。

(3)として、人事面での対応として、当時の産業振興課、農林水産課の決裁のラインが、農林業振興係は担当係長-技術補佐-参事のラインで出来上がっており、それ以外の係は、係長-課長補佐-課長というラインで担当することになっていたと推測されます。これも原因の一つであろうかと思われるところであります。

○委員長（山内昇一君） 当局の説明が終わりました。当局が行った説明の内容について、伺いたいことがあれば伺ってください。

また、これまでの本委員会における質疑の中で、確認したいことなどがありましたら伺っていただいてもかまいません。それでは質疑をお願いします。議長。

○議長（三浦清人君） これから各委員からいろんな質疑があるかと思いますが、その前にこれまでの特別委員会での説明に対しまして、確認をしておかなければならない点は何点かございますので、質問をさせていただきます。

監査委員の指摘の中にクレー射撃の設備に対する協議会からの補助金というのがありまして、各委員からいろんな発言がありました。その230万円という金額が全てクレー射撃のほうで使われているようなニュアンスがあったものですから、その辺の内容をお話していただければと思います。

それから、その設備に対する補助が不適切と言うか。クレー射撃場というのは協議会の施設ではないということなんですね。だから、それにお金を出すのは不適切だと、不適正だというお話だと思うんですね。具体的に誰の持物で、なぜそういうことになったのか。その具体的なことをお話していただきたい。それから今ここにうたわれている電気、照明ですか、それからマイクということであつてあるんですが、それ以外にはなかったのかどうか。この際ですね、全て皆さんが存じ上げていることは隠さないで出して、それをどうするかということをお話していただければと思います。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 前回の特別委員会の際もこの辺について触れられましたが、その時点ではしっかりした聞き取りとか、そういったものがなかなか出来ていなくてですね、あくまでも残っているわずかな書面を基にお話をさせて

いただいたというところでございますが、そういった事案もございましたので、その後こちらとして調べられる中身を出来るだけ調べてみました。この協議会に対する230万円の補助金につきまして、その中で、工事に充てられた金がどれくらいだったのかと、全てだったのかということですが、230万円全てクレー射撃場の様々な設備であるとか工事に使ったものであるとかではなくてですね、前回は、マイクとか照明とかそういったものに対する費用と台風19号でクレー射撃場周辺も含めていろいろ被害があったものですから、そこに対する9万9,000円の復旧工事費用そういったものという答弁をさせていただいたんですけれども、この230万円全てではなくて、それぞれ8万円とか9万円とかそういった額の工事であったと。で、その中で平成30年に射撃場その修繕…射撃場の照明であるとかマイクの配線工事であるとか、そういった工事に補助金が使われたのではないかとということでありましたが、その後のいろいろな調べによりまして、この費用は、平成30年度の費用については、町のほうでこれは支出すべきものではないということで、これについては支出はしておりませんでした。

それから令和元年度において、台風19号の影響で災害を被った中での工事費について、これは町から協議会に対して交付した補助金の中で9万9,000円という額ですけれども、これについては協議会のほうが支出して、補助金から支出して工事を行ったというところがございます。

それから、クレー射撃場そのものについては、所有者は猟友会という形になっておりまして、その敷地については町が賃貸借でお貸しをしているというような場所がございます。

○委員長（山内昇一君） 議長。

○議長（三浦清人君） 今日配布された前回7月21日の発言概要の中で、課長が千葉伸孝委員のマイク、クレー射撃場の照明とマイクの配線工事の請求書、領収書添付という質問に対し、それは協議会の中から出されておったという答弁なんです。13ページ。大森課長の答弁。その後、調査したところ、そのマイクと照明ですか、それは出されていなかったと。その調査というのは、どのような調査だったんですか。猟友会の方から事情を聴いたということですか。なぜ、そういうふうな形になったのか。最初は出していたと、その後聞いたら、出していなかったと。それは何に基づいて出さなかったのかということをはっきりと証明出来るも

のがあるのかどうかということです。それから台風19号の工事費については、それは出しておったと。それは適正なんですか。その9万9,000円ですか。整備のために協議会のほうから出したということは、これは適正な処理の仕方というか、目的外使用には当てはまらないという解釈でよろしいんですか。もし不適切であれば、それはどういう処理の仕方をするんですか。返還とか、返金だ。請求とか。要は、この額も個人が着用したようになっているわけですよ。この額も不正流用したと。これも不正流用に当たるのかという問題になってくるけれどもね。被害届をする額に個人が使っていないのに、猟友会にお金出したんでしょ。その額も被害届の中に入っているのではないですか。であれば、返金してもらってその分差し引いてもらわなければならない。個人がかわいそうですよ。こういうことをやられたんでは。その辺のところをしっかりと確認した上で、ほかの委員の方々も質問していただきたいと思います。そここのところはっきりと内容を出してください。隠さず。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 前回の特別委員会の後に、もともと依頼を受けていた猟友会の方にいろいろ事情を伺って、その中で実際、誰が工事費を払ったのかというところを確認をさせていただいたんですけれども、その時は、はっきりはしなかったんですが、その後、猟友会がお持ちになっている通帳を、そのお金についてのやりとりがあったのかどうかですね。そういったことを確認させていただいて、町の担当者と前々から照明等設備の工事については前々から話はあったのをこれは町のほうでは出せませんよというお話をさせていただいていたんですけれども、なぜか領収書だけが独り歩きしてですね。それはおそらく町の担当者が、その当時協議会とやり取りした中で書類を渡したのではないかなというふうに推測、あくまでも推測なんですけれども、そういったことが考えられます。でありまして、調査の中身というのはあくまでも猟友会に御協力いただいて、支払ったものか支払っていないものかというものを確認させていただいて、結果として、猟友会のほうからお話があったんですけれども、町のほうではそれをお断りしたと。結果的に工事は猟友会のほうでしっかりやっていて、もう終わっていたものですから、しっかりやっていて、協議会のほうには資料だけが渡っていてその資料が出てきたものですから、これも支払ったのではないかというような形

になったんですけれども、実のところは、猟友会の予算で工事は行われていたというところがございますので、協議会としては照明の工事、設備の工事については、お金を支出していないというところは、はっきりと関係者からはお話を聞きました。

それから、台風19号による敷地内の工事についてですけれども、これについては適切であったかどうかと言われれば、これは考え方とすれば当時の台風19号で敷地がごちゃごちゃになって使えないということであったので、何とか事務局とすれば、農林水産課とすればなんとかしたいという思いはあったんでしょうけれども、お金の出し方については本来協議会の補助金の中から支出するのは不適切であったのだろうというふうに考えております。その後そのお金については今回の不正とは全く別の次元の工事費用ですから、これについては返還の有無という話になりますけれども、これ協議会のほうで一度しっかり話し合いをした上で決定したいと、その扱いについては決定したいというふうに考えております。

○委員長（山内昇一君） 議長。

○議長（三浦清人君） マイクと照明については、支出はしていなかったと。通帳にもないと。マイク代とか照明代とかという支出は通帳になかったから出てなかったんだらうということですよ。ただ、そのやり方なんですけど、その方がですよ、一つ一つこれはマイク代、あるいはこれは照明代、そのほかの支出に関しても、支出に関してもですよ、何々代、何々工事、何々って細かく書かれていればいいんですが、私、見てないんですが、なっていないんじゃないんですか。例えば、どんと50万円なり100万円なりをまとめて降ろしておいて、それから支払いをしていたんじゃないかなと思うんですよ。もらったほうの通帳も例えば不適切なお金ですから、通帳に入れるはずがないんだ。推測ですよ。そうになると何が根拠で出ていないということが言えるのかということですよ。疑うときりがないんですけれどもね。マイクと何は、後のことでも調査しなければならないんでしょうが、まずもって9万9,000円のその整備、台風19号のね。それは、災害ですから、町のほうでやるのか、借主がやるのか。その辺のところなんです。その9万9,000円も個人が不正流用した額の中に入っているとね、個人がかわいそうだということですよ。私が言っていることわかりますかね。そこをきちっとね、町として。あるいは不適正だということではいっているんですから、それはちゃんと協議会で

協議をして返還請求をしろというような、したほうがいいとは言わなくてもね。協議をしろということなんですがね。出す際だって協議会で協議して出しているんじゃないと思うんですよ。それは担当課とその当該不正流用をしたといわれている個人とね、話し合いでやったと思うんです。出す際もですよ。だからそれは、町のほうの指導で、返還請求をして、協議会に頼んだっていつになるか分かりませんよ。その旨はきちっと警察のほうに報告しなきゃならないんじゃないですか、その額。警察だってね、どこまで調べているか分かりませんが、その辺のところのことをきちっとやっておかないと、あやふやになってしまいますからね。終わります。

○委員長（山内昇一君） ほかにございませんか。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 調査に関わった職員の皆さん御苦労さまでした。前回聞いた話ですと、これに関わった農済職員、そして町の職員、この辺の聴き取りもするというような感じの内容だったと思うのですが、その辺の聞き取りが今回の報告書の中には入っていないと思うのです。まだしていないのか、その辺、最初にお聞きします。

前回、農済の参事から説明を受け、農済の被害はゼロであるというような報告がありました。また南三陸町の農済からの事業と補助金に対し、受任をしていないと、受けたことを認めていないというような内容の説明がありました。ですから、前回もありましたが、この当該職員が勝手に通帳を作って、町に申請を出して自分が個人的に使っていたというような形の説明を農済の参事が丁寧にしてましたので、そういった内容には間違いはないのか、その辺、町の考え方をお聞かせください。

今回農済の4人、参事そして職員に参考人として出席いただきました。上司もこの職員に関して、真面目だというような話を何度もしておりました。まさかこういった形になるとは思わなかったとも話していました。そういった中で今回の参考人に関しては、当時の町の産業振興課長が参考人の出席要請に応えられなかった。参考人として出席しなかった。個々の自由とは言いますが、こういった南三陸町の大問題に関して、退職なされた方もいるし、再任用でまだ働いている方もおります。その辺はぜひ出席して、できれば自分には非がない旨の説明をしてほしかったと思います。

そして、当該職員に関しては町内で3.11の大震災で住宅が流された中で住宅再建と家族の生活再建に向けて頑張っていた方だというような話も、私個人ですが調査の中で知りました。

そして今回、農済の補助金の問題がありましたが、これに関しては、参考人も言っていましたが、総会そして監査、その辺があれば今回の問題は発生しないというようなことも言い切っていました。

そして今回の事案の起こった原因の一つに、当該職員が一番悪いというのは分かるんですが、そういった罪を犯すような環境にこの補助金の在り方、協議会の在り方、それがあったと思うのです。その辺、何点か説明できる範囲でお願いします。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） 聴き取りに関しては、退職された方々の聴き取りは済んでおります。なお、農済の元職員の方の聴き取りを行う予定はございません。あくまで、我々の職務は町の職員の事務がどうだったかという部分の聴き取り、調査を実施しているということでございます。

○委員長（山内昇一君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 そうすると今後聴き取った元職員の内容というのは報告書に今後上がってくるということですね。今回の報告書では、何一つ分からないのです、その状況が。だから聞いているんです。今後、聴き取った内容に関しては調査委員会で後で報告書を出すというように判断してよろしいのでしょうか。再度その辺お願いします。震災後ということで、副町長の前にいた農林水産課長、その辺は町の中核の中で活躍していた方です。そして仮庁舎の中で農林水産課長として活躍されていました。そういったことが町の今の…まあ首長中心の町なので、皆さんはやっぱり、町長が進める方向性でもって一緒に進んでいるということなので、総務課長も全部責任ではないと思うんですが、人事も含めた管理体制に問題があったのではないかと思います。そして今回この事案が発生してから課長に就いた職員、これが副町長の話ですと定年は決まっていたんだと、そして6月末で定年されました。なんで3か月しか働かない職員と分かっているのに課長職に抜擢したのか、この辺の説明も前回の説明ですとこういうことに決まっていたと言いますが、そんな人事ありますか。辞めるんだったら経験させるためにその前

任者じゃなく別の人をしっかりと今後勉強する意味と将来に関して考える、その辺も含めた人事の採用をするべきだったと思いますが、副町長にもう一度この件に関して、答弁をお願いします。

あと私も今回の問題で、ある地区に行っているいろんな情報を聞いてきましたが、当該職員、そしてこれに関わった前農林水産課長、そして前ですね、前々々農林水産課長、これも同じ地域の出身で心の知れた仲間のような話も地域から聞いてきました。そういったことで職員間、当該罪となっている職員の中に、酒の席でおごりおごられというような事案もあったのかというのがやっぱり課長に来てどんな付き合いどんな交流をしていたのか同じく同郷なのでそういったこともしっかり調べないと真実ってやっぱり出てこないと思うのですよ。ここまでやらないとうちの町もこれまでのいろんな問題が発生したことで反省とか心のケアとか職員教育とか、あとは危機管理含め問題が発生した後に町長の減給とか、町長も副町長も教育長も減給とかそういった中で職員も懲戒をいろいろ受けています。そういった中でまた起きるとというのが今回の報告書にありました。そして課の中でも5つくらいの問題点に関してここで上げていますが、公務員として適切だったのかなと私は一番感じています。例えば認識不足、知識不足、そのほか思い込みとか他人任せ、これって公務員にあってはならない、ありえない。こういったことを思っている人が課長係長職で職員として働いていたのでは、こういった問題っていくらも起こります。ただ報告書には書いてあってもこれでこの問題がすべて終わった時点でまた同じような事案が発生すると思うんです。今後の報告書の在り方、その辺。委員長が考えているどうすればこのような事案が解決に向かうのか、その辺、もう一度答弁をお願いします。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 私のほうからは退職をした職員の件ですが、4月に農林水産課長に就任して、6月末に退職というようなことで、前回お話をしましたが、職員の退職勧奨制度というものがございます。それは50歳になって事前に定年退職する前に手を挙げて退職をしますと。そういった制度があるんです。本人にお聞きをしましたら、50歳になって退職勧奨制度が受けられるようになりましたら、その時点で退職をしたいというふうに考えておったという話をしておりました。ただ、今回のことが引き金になったのかどうかということについては、本人は多

くを言っておりませんので、私らは知るすべはありません。ただ4月の時点で彼を農林水産課長にしたのは、いろいろ庁内でも町長はじめ我々も相談をしましたが、彼は農業高校を卒業しているんです。実際に旧志津川町時代に農政を担当しておったと。その能力を高く評価をして彼を農林水産課長にしたんですが、残念ながら辞める時のお話は先ほど言ったように退職勧奨制度を利用したいと。50歳になった時には私は辞める予定は立てておったんだと。その決意は変わらないと。もちろん引き止めましたよ、私は。でもそういう形で残念ながら退職をされたということです。あとはあくまで個人のプライバシーの問題ですので、それ以上のことはお答えできません。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） 退職された課長職をされた方の事情、内容をお伺いしました。私も会ってお伺いしましたが、もちろん内容は分かっておりますけれども、改めてこの場で内容について提示するつもりはございません。今回のこの事務の内容について中間報告をということで町長にまずもって報告させていただきましたが、あとはこの後最終報告ということで、これにならってですね、再発防止策それから職員の処分に関して検討して最終報告として提出したいと考えております。

○委員長（山内昇一君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 副町長の話は前回話したとおりだと私は思っています。で、農業高校を卒業したと。そしたら前任者は地元の高校です。農業高校を卒業して、いろんな役場の課の中で活躍したその辺の報告も聞いています。そしてとにかくその辺には知識を多く持っています。それはわかります。ただ今回の3か月勤めて勧奨制度を利用して辞めるのはおかしいってことを言っているんです。個人情報ということで町は問題がある時に個人情報だからとか、最初から決めていたからとか、個人の考えだからと逃げるのはやめてください。今回の問題の今後の解決策に私は繋がっていかないと思います。やっぱりその辺は見える場所であからさまに出すことによって、名前を出すということではないので、とりあえずはこういった形なんだと。同じような問題が再発しないようにここまで自分たちはやったんだという姿がやっぱり副町長の説明からは見えてこない。前から自分は早期退職するんだみたいな形の、退職するんだみたいな話ばかり言って、後は個人

の考えだと。それはこんな大きな問題が起こっているのに、副町長として私はもうちょっとそれに関して適切な答弁をしてほしいと思います。あとはやっぱり身内を調査するという事なんで、委員長の大変さも私は分かりますし、あくまでも委員会の中で町長の報告で終わっていたら、そこで終わると思うんです。委員会を作ったということは再発防止でこんなことを係長クラス、課長を含めない係長クラスでどうしたらこの町がそういった犯罪というか、そういうことが起こらない土壌をどうやって作っていくかということが私は一番の問題だと思うので、委員長には期待していますので、期待はずれでないように出来る限り本人の聴き取りもしっかりして、その辺も精査して報告書に上げてくれるように求めて私の質問を終わります。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 勘違いをされると困るので、もう一言だけ答弁をさせていただきますが、4月の時点でいわゆる着任をするわけですが、管理職に関しては内々示、内示の前、さらにその前といったことで1か月以上前に内々示をいたします。ですからその時点で本人に頑張してほしいというようなことで町長と私のほうからもぜひ頑張してほしいということで1か月以上前に本人にお話しております。彼はその時点では「はい頑張ります」そういうお話をしていましたので、6月の勧奨制度が始まった時に辞めるというようなことは、私どもは想定しておりませんでした。ですからその時点で引き止めをしましたし、考え直せというような話も若干の猶予を与えたのですが、残念ながら本人の意思は固かったと。それ以上の中身については本人の心の中まで我々は探れませんので、残念ながら退職届を受理したと。そういうことでございます。

○委員長（山内昇一君） 千葉伸孝委員。少し簡明にお願いします。

○千葉伸孝委員 町長と副町長がこのぐらい前任者をお願いしても辞めるような職員だったならば、やっぱりここで任命したのは間違いだったと付け加えておきます。

○委員長（山内昇一君） ほかにございませぬか。倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 2点ほど確認したく思います。調査の方法なんですけれども、文書による調査だというふうに理解してます。何人の方に対して調査を行ったのか、その人数ですね。依頼したのが何人、返答があったのが何人、どういった方に対

して調査を行ったのかというところをお聞きしたいと思います。

それから1ページ目の調査の結果の中に出てきました南三陸町有害動植物等対策協議会名義の預金通帳がまた別に出てきたということですがけれども、この預金通帳の内容についてももう少し詳しく説明をいただきたいと思っています。例えばいくら入金があって、いくら出金があって、この預金通帳が利用された目的はなんであるのか。推測できるのかどうかですね。その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） 調査をした人数は現職が13人、退職者が4人の17人です。それぞれ当時各年度の決裁に携わった方々になります。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 通帳の件でございますけれども、農林水産課が保持していた国からの補助金のための通帳とそれから協議会のほうで所持していた通帳ということなんですけれども。中身についてはですね。不正流用に関しての協議会の報告に対する書類があるんですけれども、会計処理状況ということで、農林水産課のほうで、国からの補助金のために、所持していた口座については、残額が14万1,000円…残額が4円という形になっていまして、有害動植物についての様々な道具とかそういったものに使わせていただいたということでございます。

それから、協議会で保持していた通帳については、残額14万1,407円という形の通帳が2つございまして、これについては町の監査にも提出をして確認をしてもらっているというところでございます。

○委員長（山内昇一君） 倉橋委員。

○倉橋誠司委員 まず最初に、人数のところですね。13人プラス4人で合計17名の方。で、今日いただいた報告書の4ページの人事面での対応というところで、中段辺りに暗黙のルールとしてと書かれていまして、農林業振興係は担当係長、技術補佐、参事のラインが、実質的になんというんでしょう、これに関わっていたと言う事だと思っております。この17名の方はこの係長、技術補佐、参事それぞれ各年度の人たちは全て含まれているということで理解してよいでしょうか。それが1点目です。

それから新たに出てきた別の通帳なんですけれども。1つの通帳は監査委員のほうで見ていただいたかと思っております。もうひとつの通帳は6月会議の時にお示し

いただいた監査委員の報告書がありますが、この時点ではもうひとつの通帳は出てきていなかったということだと思えるんですけども。その辺り代表監査委員に確認させていただきたく思います。こういった通帳がまた新たに出てきたということをどのようにお考えなのか、代表監査委員にもしお答えいただけるのであればお聞きしたく思います。

○委員長（山内昇一君） 代表監査委員。

○代表監査委員（芳賀長恒君） 国からの補助金はあるというお話は10項目にわたる農林水産課等々の質疑のやり取りの中ではあるんだろなという認識はもっておりました。しかし我々の職権の中でそこまで踏み込むというようなことにはいかなさうらうらというので、それ以上のお話はさせていただきます。ただ、私も今回の報告を受けてやっぱりあったんだなという認識は改めてさせていただいたということでございます。

○委員長（山内昇一君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（男澤知樹君） 監査委員事務局の立場でお答えをさせていただきます。不正流用事案が発生した際に両監査委員と相談いたしました結果、監査をせざるを得ないと。書類を上げてくれという話をしました。そうしましたら当然通帳も上がってまいりました。農林水産課からですね。農協の通帳でございました。で、これがその当該者が持っていた通帳です、原本です、ということで、コピーをとらせていただきました。これは両監査委員と監査委員事務局の職員限りの取扱いです。加えて、もう一つは七十七銀行の通帳でございました。これについては代表監査委員が若干申しましたけれども、代表監査委員には原本はお見せいたしておりませんが、監査委員事務局としては、この情報に接しておりました。農林水産課の職員から確認しております。これはなんなんだ、という話はしました。そうしましたところ今御説明があったような形で、これは当該者が持っていた通帳ではなく、町の職員が持っている通帳だという話がございました。不正流用に関わるお金の出し入れがあるのかどうかの確認をしたところ、それはないと。それはなぜだと。この七十七銀行通帳は町の職員が持っているからという回答。国の補助金の出し入れを行っていた通帳であるという説明をいただきましたので、監査委員事務局としては、今回の監査は不正流用事案に関する監査であるということでありましたので、その元職員が触っていない2つ目の通帳の中身

について監査する必要はあるのかという部分については、ここはきっちり線を引かせていただいたというものでございます。あくまでも不正流用に関与した部分の動きのみということでございます。ただ、調査報告書の1ページ目に記載がありますけれども、そもそもそれはどうなんだということの疑義はございます、当然。ただ今回の監査の対象にしていけないものについて、あえて監査としては報告書なりへの記載は要しないと判断したところでございます。

○委員長（山内昇一君）　ここで暫時休憩といたします。

午後2時45分　休憩

午後3時00分　再開

○委員長（山内昇一君）　再開いたします。総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君）　先ほどの何人から聴取をされたかという質疑について。13名については現在の町の職員、これまで担当した町の職員でございます。それで、報告書の最終ページの暗黙のルールとしての部分の農林業振興係は担当係長、技術補佐、参事のラインがとありますが、技術補佐については平成24年から平成28年の5年間は派遣で来ていただいた方が技術補佐に着任されておりましたので、この方の聴取はしておりません。

○委員長（山内昇一君）　倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員　ではその17名の方からの回答、聴取結果について表に1ページの下の部分から2ページにかけて表に入れていただいていますけれども、この回答の数を数えますと黒の点の黒ぽつのところ10個なんです。17名から回答をもらっているけど、概要ということで書いているんだということですけど、概要じゃなくできれば全容を聞きたかったなというのが私の本音なんです。何か都合の悪い回答がひょっとしてあったんじゃないか、それを表に出さないために概要としているんじゃないかなと疑いの目を持ってしまうわけなんです。17名からいただいた回答の中で、ここに表れていない回答で何かもう少し2、3、こんな回答もありましたというような感じでお示しいただければ、ありがたいかなと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（山内昇一君）　総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君）　これに記載しているのは、重複されております。概

ねの部分がこのような内容、職員の認識の部分であったり、この部分が概ねこのような部分であったのでこのような記載をさせていただきました。特記する部分だとそんなにはないかなと思いますし、まずいことを隠蔽しているとか隠しているとか、そういうことは一切ございませんので、改めて私のほうからそれは報告させていただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。ほかに。星喜美男委員。

○星 喜美男委員 この件に関しては、当初私は農済に対して、協議会が弁済を求めていくべきであると話していたんですが、前回の農済の参考人聴取等で調査を行いました、農済は一切被害を受けていないので、告訴もしないし当該者に対する弁済を求めていかないと、そのような回答だったのですが。そうするとやはり当該者に直接弁済を求めていくしかなくなったのかなという感じがしておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 当該者に全てうんぬんかんぬんというのは今この時点で申し上げるわけにはいきませんが、いずれ町と当該一個人との関係性の中で詐欺ということで被害届を提出させていただいておりますので、そこは方向性とするればそういった方向になるのかなと思います。農済に町が被害届を出しているわけでもありませんし、協議会という名前を使って欺かれたという関係性の中で被害届を警察のほうに出しているということで御理解をいただければと思います。

○委員長（山内昇一君） 星喜美男委員。

○星 喜美男委員 まあ、協議会はですね。まあ、当時の協議会の委員さん方が求めていくということも無理だと思いますし、また新たに再発防止というところに主力をおいて新しい委員さん方が決定しておりますが、まさかその委員さん方がそれを後始末するということにはならないと思いますので、町と個人ということになっていくのかと思いますが、その辺はいかがですか。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） そういうことで被害届を出しております。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。高橋兼次委員。

○高橋兼次議員 この中間報告書の中で、調査の結果として先ほど来、話が出ております2冊の通帳。改めて調査したら別な通帳が出てきたということなんですけ

れども、この通帳はいつから使っていたのか。何のために2冊にしたのか、まずそこを。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 農林水産課で保有している通帳につきましては、平成29年7月19日、平成29年度からということになります。この通帳につきましては、国からの交付金が協議会に対して交付されるということで、なかば専用に改めて作ったというものでございまして、便宜上なのかどうかなんですけれども、町のほうで保有して手続き上も町のほうで行いながら、使い道も町のほうで使っていたというものでございます。

○委員長（山内昇一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 平成29年から。で、補助金は平成29年からなんですか。違うんでしょ。それ以前から補助金はあったんでしょ。以前はどうやってやったの。それでね、町も協議会の名で欺いていたような感じになりませんか。だいたい有害動植物対策協議会の仕事というのは鳥獣対策が仕事なんでしょ。これに対して国から交付されるんでしょ。だったらこれ協議会に入れなきゃいけないんじゃないの。そして予算決算に関係されずとなっているんですよね。関係しなきゃいけないんじゃないの。これでたらめやっているんじゃないの。そのようにしかとれないんだよね。町のほうでも。だいたい協議会で補助、町からも補助行くのか国からだけくるのか分からないけど、それが予算決算に、これは総会をやろうがやるまいが別ですよ。これ起きているんだから。これおかしくないですか。どういうわけでこうなったんですか。

○委員長（山内昇一君） 農林業振興係長。

○農林業振興係長（阿部大輔君） 私のほうから2冊の通帳の部分について御説明させていただきます。今般問題となっている町の補助金の不正流用という部分に関しましては、南三陸町から交付している農山村地域活性化推進補助金。これまで説明してきました補助金です。こちらの会計は合併後の平成18年から既に協議会が存在しておりまして、そのときから通帳は1冊、農済さんが持って通帳を扱っていると。町の補助金をその口座に入れながら事業費に充てていたと。で、平成29年に作られた口座につきましては、平成28年度に開催した臨時総会の席で平成29年度から国の総合交付金事業を活用して獣害対策に取り組みたいということ

で、その際に町が協議会に出している補助金と国からの財源を受けて協議会が実施する総合交付金事業、その会計を分けるために通帳を2枚作成して事務を行っていたと。これまでお話してきた不正流用のあった案件に対しては、国の補助金が充たっているわけではなくて、あくまでそれは町から交付された補助金を財源に実施されていたと。同じ協議会ですので、本来御指摘のとおり、決算とかそういうものは1本であげるべきところだったんですが、その辺は事務処理として行っていなかったと。なので、今回4月の臨時総会の際には、この交付金の事業の部分に関しましては、4月から実施している事業でもありますので、改めて別事業というような形で分けて、協議会内部でも整理して新たな委員さん含め説明を行っているという状況です。

○委員長（山内昇一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 なんかややこしいんだけど、例えば交付金がどのように動いてどこでどのように決裁されていたのかはどうなっているの。決裁だけ協議会にやったの。どうなっているの。どのように動いたの補助金は。

○委員長（山内昇一君） 農林業振興係長。

○農林業振興係長（阿部大輔君） 国から受けている交付金に関しましては、町の農林水産課の担当職員が事務を担っておりました。協議会は当時、総会も開催されていませんので、そちらではかかってないですが、町の農林水産課の中での事務処理として予算の執行を行っていたというような状況でございます。適正かどうかということに関しましては、適正ではないと。

○委員長（山内昇一君） それでは、ほかにございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 何点か伺いたいと思います。まず1点目、この報告書の中で国からの補助金受領とあったんですが、以前も聞いたんですが、通帳2冊ということなんですけど、さきほど銀行が違うということだったんですが、どちらも同じ協議会の名義だったのか、その点1点確認。あと例えば農済さんに関しては、通帳これはいつ頃からできたのか。ちなみに通帳を作る時に、前回の参考人質疑の時は、この報告書にも書いてあるんですけども、農済さんは関与してなかったとそういうことですので、この通帳を作る時に、やはり事務委任みたいな形になったのではないかという想定の上でお聞きしたいと思います。あと町のほうなんですけど、国からの補助金ということで説明があったんですが、この前いただいた

総会等資料の42ページに通帳の流れが書いてありまして、その中で伺いたいのは、宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金という名目が平成29年に載っていたんですが、こういった県の補助とかも入っていたのか。ちなみに交付金が入る時、町の職員の方が持っていた通帳に直接入るのか、もしくは普通の交付金みたいに、例えば、会計室のほうから振り込まれるのか、そのところを確認させていただきたいと思います。あと同じ報告書からなんですけれども、2ページに農済さんが責任を持って処理していたという報告があるんですけど、ほとんどの職員がそう思っていた。そして中段なんですけど、農済さんで一般的な適正管理が行われているという認識だったと。通帳の件に関してもなんですけど、その責任を持って処理とか一般的な適正管理が行われていたという状況は、長い間の慣例だったのかそのところを簡単に確認させていただきます。

同じ2ページの中段、補助金の権限を持つ産業振興課長が協議会の会長うんぬんって書いてありますけど、利益相反のことも書いてあるんですが、私こういった資料を見させていただいて、参事という方が会長を務めれば、今回このようなことが起きなかったのではという思いがしたものですから、想定の部分があるような形なのか、参事がしても同じようなことが起きたということなのか確認したいと思います。

報告の3ページ目、結果として前例踏襲から脱却できなかったという報告があります。そこで伺いたいのは、前例踏襲は大切なんですけど、新しいことに取り組むといった部分が欠如していたのではという思いがありますので、そのところ再発防止の意味を兼ねてやはり前例踏襲じゃなくて補助金等もある程度精査していく必要があると思いますがその点確認させていただきます。

3ページの4番目、目的ではなく手段であるという交付事業のことが書いてありますけど、そこで再発防止を兼ねるのでしたら、やはり今後、現場確認の必要性というか、十分必要だと思われるんですけども認識を伺いたいと思います。

報告の4ページですけど、前委員も言っていた暗黙のルールということだったので、農林業振興係は参事を頭とするラインという報告があったのですが、なぜこのようにしなければいけなかったのか。ちなみに復興事業でも漁港関係は参事という役職を充てて対応していましたが、その辺を簡単に伺いたいと思います。

先ほど、一個人への対応ということで詐欺罪という説明があったんですけど、以前だと横領とかそういう言葉が使われたと思うのですが、詐欺ではなく横領ではないかと思うのですが、その辺の言葉の認識がどのようになっているのか。

あと、一番最初に議長が言った猟友会の件ですけど、先ほどは問題ないという答弁だったのですが、これまでに監査委員の指摘がなされたわけですけど、なぜなされたのか再度確認をお願いしたいんですけど、例えば先ほどのような答弁でしたら監査委員が指摘する必要がなかったんじゃないかなと思うので、その点の確認です。

○委員長（山内昇一君） 今野委員、ちょっと長すぎる。

○今野雄紀委員 あともう2件。退職勧奨制度という質問がありましたけども、そこで伺いたいのは、これまで早期退職なされた方はいっぱいいると思うんですけど、今回のような年度途中で退職した職員はこれまでいたのかどうかその点だけ確認させていただきます。あと今回この報告をしていただいた内部事務調査委員会ですけど、普通の企業ですと弁護士とまでは言わないまでも、外部から委員を入れることができないのか、入れる必要があったのではないか。その点だけ確認させていただいて、1回目の質問とさせていただきます。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） まず、私のほうから通帳の件ですけれども、農済…農協…要は今回の不正流用事案のもととなった農協の通帳については、南三陸町有害動植物対策協議会名の通帳、それから農林水産課で保管・管理をしていた通帳についても、南三陸町有害動植物対策協議会名義の通帳ということでございます。それから交付金が入ってきている通帳のお金の流れなんですけど、これについては町が管理している、農林水産課が管理している協議会の通帳を通してのやりとりという中身になっておりまして、町の一般会計には含まれていないというところでございます。

それから、猟友会の件につきましては、どうしてもですね。猟友会の中の駆除隊の皆さんが協議会の中の構成員になっておりますので、その関係で猟友会と協議会との直接のやりとりはほぼないんですけど、町を介しての繋がりということでありまして、一連の猟友会の射撃場の関係も猟友会が協議会にああだこうだという話ではなくて、猟友会のほうから町に対してさまざまな相談があつて、その

上でその当時の担当者がいろいろお話にのりながら、協議会ともそういった話をしたのではないかといいるところでございまして、猟友会に関しては特段、我々と何かつながりをもっているとかそういうことではありませんので、駆除隊の関係でのつながりが深いということでございます。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） 御質問の中で、農業共済組合の機関として責任をもって処理しているものとして信頼していたとか、農済のほうで一般的な適正管理が行われている認識だったというような御意見が回答の中にありました。今回、いろいろ調査している中で、震災で担当者が亡くなった、前任者が亡くなったとか、それから書類が一切流出して新しい担当の方が内容を把握することが困難だったと申された方もいます。そういうこともあって、これまでの経緯の中で詳しく知るすべをまずもって逸した部分とそれからこれまでの信頼関係の中で農済の担当の方にお任せして、まずもって目の前の復興作業、復興業務を進めていったという背景はあります。農業共済組合さんのほうにいろんな事務をお願いしていたと、そして町側が補助を交付することが主な業務という形になってしまっていたというのが現状として見受けられます。それから現場確認なんですけど、この業務の中で町の担当者が農済さんが行っている業務の現場確認とかはしておりません。反省点としては、現場確認も含めてそれから実績報告の中にどういうことを行ってきたかという内容も本当に少ない状況、ほぼほぼないというような形で補助金を交付しているというのもありますので、現場確認というのはやはり今回の問題の部分であろうかと思えます。

○委員長（山内昇一君） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（男澤知樹君） 私からはクレー射撃場の関係について答弁させていただきます。既に皆様に配布をさせていただいております資料「南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金に関し行った随時監査及び財政援助団体において調査した結果指摘等を必要とする事項」の11ページの部分でございます。中段なんですけど、実績報告書に添付された収支決算書に記載されている金額の支出を証する資料がほとんど添付されていない（クレー射撃場の照明工事及び同射撃場のマイク用配線工事の請求書及び領収書のみが添付されている）。一般的にこの程度の書類をもって決算額の根拠たる書類として見なすことはできない。

そもそもクレー射撃場の工事費用に町の補助金が使われた旨の書類が提出されたら、担当職員は補助金の目的外使用にあたるのではないかとの強い疑念を抱くのが普通ではないか、といった指摘。そして12ページでございます。また中段なんですけども、鳥獣駆除隊への助成金10万円が支払われている。これは町の補助金の交付決定期日より前に支払われているということが指摘事項です。この10万円に対し補助金を交付することは不適當であることは容易に確認できたものと思われる、といったことで指摘をしたということでございます。それに対して本日農林水産課長から、その後調べたところ、クレー射撃場の照明工事及びマイクの配線工事については、猟友会の費用は当該協議会からは支出されていたという事実は確認されていないといった旨の答弁があったということでございます。またこの助成金10万円についても7月21日の農林水産課の係長の一部訂正の答弁の中で、支払われたという確たる事実は今のところ確認されていないといったお話が出てきたということでございます。いずれ監査委員が指摘した時点においては、当時の農林水産課長にこの資料を手渡し、内容を確認してくれと話をしたところ特段意見はないといったことでございましたので、これを根拠に意見書を確定したという経緯も併せて御報告させていただきます。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 退職の関係です。勸奨制度を使って退職をされる方なんですけど、圧倒的に3月末が多いんですが、年に数人は年度途中で退職されている方はいらっしゃいます。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 何点か関係することがありますが、組織上のことで参事が管理すればというお話でありましたけども、そこはこちらのほうで調査の中でそういう組織体制の欠点の部分も御指摘をされておりますので、今後報告書を受けた中で対処しなければならないのかなと思っております。ただ当時、産業振興課という組織は震災復興から立ち上がってきた中で商工振興まで含めて担当していたということもあったことから、だんだん復興の進展と共に外部から人を呼び込んでいこうという施策も打ちながら、町の発展の礎を築いてきたということもありまして、商工観光の分野が非常に多くなってきた、事業ボリュームも多くなってきたということもありまして、産業振興課から商工分野を分けたのが平成

29年度からという形になっておりますので、行政需要に応じた組織体制で構築してきたと思いますので、一定のボリュームが増えれば当然組織も見直さなければいけないということがございますのでそういった経緯があります。その際、農林分野まで一課長が全てを何もかも担うのは、管理監督の範囲が広すぎるということもありまして担当参事を配置したといったような経緯があるようでございます。詐欺と横領の話なのですが、いずれ結果論から言えば既に警察に詐欺という罪で被害届が受理されておりますので、特に問題はなかろうかというふうに思います。そもそも横領の部分につきましては、ある一定の信任関係・信頼関係・受任関係そういったものを持った上で預かっているものを着服したのが横領であります。一般的にはそう言われております。今回は農済のほうでは受任していないといったような認識であるということであれば、人を欺いてだまし取ったといったような詐欺という罪のほうがふさわしいであろうというふうなことで、顧問弁護士等と相談して詐欺ということで届出させていただいております。

○委員長（山内昇一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 再度通帳に関して伺います。協議会名義なんですけど、昨今、昔だと団体名で通帳作れたということなんですけど、個人名義というか代表名も必要だと思うんですけどこれは会長の名前だったのか、それとも名前が言えなければいいんですけど、どうだったのか。いずれ農済のほうの通帳の名義人と町で持っていた名義のほうはどうだったのか確認させていただきます。そこで、農済さんの通帳なんですけど、こういった協議会への補助金だったら、南三陸町農山村活性化の補助金は単年度の補助金で1回限りの補助金だと思うのですが、それがなぜこうも通帳まで作っていたのか分からないので簡単に説明をお願いします。あと国からの補助金というのは直接この通帳に入ったという説明でしたか。直接入ったということで。先ほど参事が会長だったということでしたのですが、ただいまの答弁ですと平成29年あたりに分けたという答弁でした。それは町の賑わいとか商工観光だけに力を入れていられないという形でありにも守備範囲が広いから農林関係は参事にしたということだったのですけれども。実際29年から津波で塩を被った田んぼ等の復旧は予算的には多く使われたんでしょうけど、その辺のソフトとか新しい取組の部分でのそういったやつは、参事体制になって当初の目的が達成されたと感じているか確認させていただきます。あとは、詐欺

ということで警察に出されていると。そこで課長の答弁ですと信頼関係がなかったという答弁でしたけど、この報告書によると信頼関係が必ずしもなかったということではないと思うんですけど、そここのところの認識の違い。町では信頼関係があったと思ったのが一個人との信頼関係だったのか農濟さんだったのか、その点確認したいと思います。早期退職に関しては分かりました。内部事務調査の外部からのというか、そういったやつは当然名前が内部なので、一般企業ですとよく外部から入れて調査したりするんですが、そういったのはこういった役所に関してはなじまないのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 通帳名はいずれも会長名ということになっております。団体名に会長名がついているというところでございます。農濟の…農協の通帳のほうは単年度とおっしゃいますけど、すいません、確認のためもう1度お願いしたいんですけど。

○今野雄紀委員 農濟の通帳はずっと使われ続けてきたんですけど、私が前の委員会で長々と朗読したのを覚えてますか。その中に今回のこの町の農山村活性化の補助金は単年度の補助金とうたっていましたので、単年度の補助だったら通帳を作る必要がないのでは。出したという証拠は必要なんでしょうけど。そここのところの確認をお願いしたかったんですけど。単年度の事業に対する補助をするにはやっぱり通帳が必要だったというか。

○委員長（山内昇一君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） やはり補助金を出すためには、この団体に限らずそれぞれ預金口座、通帳口座を持っていただいて、そこに補助金を入れていくという形にせざるを得ない。事業費としてですね。ですから、あくまで会計上は単年度の補助金ではございますけれども、通帳についてはしっかり持っていただいて、それをしっかり管理していただくという形にならざるを得ないということでございます。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 参事体制での目的が達成されたのかという部分については、達成されなかったとか達成されたとか言えるような状況下ではなかった。100%達成したかというところではなかったと思います。ただ、一定の産業復興ま

では成し遂げたものと考えております。詐欺と横領のお話の中で、信頼関係じゃなくて信任関係という言葉を使ったはずなんですけど、いわゆる受任している意識がなかったということ農濟さんが申し上げている以上はそういう信任関係にはなっていないだろうということで、そのお金はあくまでも人を欺いて手続きをして財産処分を行ったという整理で詐欺という罪目で被害届を出しております。

それと外部からの調査委員でしたか、私が答えるのもあれなんですけど、担当の調査委員会の話ですと、いずれ顧問弁護士より意見書をいただくような方向性になると伺っておりますので、そういったところで外部の声という部分は一定程度のところは反映されるのかなというふうに思います。

○委員長（山内昇一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 猟友会の件だけ再度確認させていただきたいんですけど、この総会等資料の42ページの農濟さんの支出のほうに猟友会と書いてあるんですけど、字が小さくて見えないんですけど、これはどういったあれだったのか、確認だけして終わりとしてします。

○委員長（山内昇一君） 農林業振興係長。

○農林業振興係長（阿部大輔君） 42ページの配布資料中のかっこ書きの猟友会ということですが、有害鳥獣駆除隊という組織の部分が、今現在、町の南三陸町有害鳥獣被害対策実施隊と名称が似ているというところで、分かりやすくするために有害鳥獣駆除隊という部分の猟友会の方が組織する隊のほうに猟友会というのかっこ書きで付けております。

○委員長（山内昇一君） 今野委員、分かりましたか。ほかにございませんか。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 新しい事実がどうのということよりも町の考え方も少し聞いておきたいと思います。前回の7月21日の議事録みたいなものの21ページで私が申し上げておりますが、現状把握、原因究明、それから再発防止、責任をどうするという4段階がたぶんあるんだろうなという話を前回させていただきました。1段目の現状把握の段階でわかった中間報告でわかることっていうのは原因者が一番悪いのはもちろんなんですけど、プラス、見抜けなかったことの責任があるよねというところだと思うんですよね。で、原因究明の部分で中間報告されたものをよく読ませていただきましたが、その中で特に注意していただきたいと思うとこ

ろがあります。4ページの上段なんですけど、組織としての機能・対応の5番目に監査委員による監査において、不適正処理、改善点等の指摘がなされたにも関わらず、真摯に受け止めることなく改善しなかったということは組織としての自浄を失った状態となっていたと。これもものすごく重大な内容だと思うんです。補助金をいわゆる詐欺をしようとした方はある種の悪意を持って通帳を偽造したりということまでやって補助金を手に入れようとしたわけですから、それを見抜けなかったことはある意味理解もできる部分もあるんじゃないかと。ただおかしいんじゃないのと外の人から言われたときにも、なお直せなかったのかというのは非常に大きい。ここは大問題だと思うので、今回原因究明について調査している内部調査委員会として5点目とても重く受け止める必要があると思うんですが、今後の再発防止策を含め、どう活かしていくのかという考え方を伺いたいですし、町としても現時点でお答えできる範囲があればぜひ聞いてみたいというのが1点目です。

2点目として、資料で言えば、3ページ目のまた上段ですけれども、過去の不適正事務発生の都度、職員に対し法令順守の研修等を行ったところであるがこのような事務が繰り返されるということは、実際、実施しただけで終わっていると言わざるを得ない。これも非常に重要な部分。みんなにちゃんとやろうねと言っただけでは、効果がなかったわけですよ。効果がなかったと言ってしまう言い過ぎかもしれませんが。こういうことが起きてしまったと。であれば、次にとる再発防止策は当然それ以上のものが要求されると思うんです。ただどういうものかというのとは私具体的にここで今提示できればいいんですが、なかなかちょっと難しい部分もありますけど、それ以上の対応を視野に最終的な報告書がまとまるものと思いたいのですが、現時点でどのような検討が行われているのかお伺いします。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） 今後の再発防止策という観点からの御質問だと思います。まだ具体的にはどのようなことを提言させていただくかはこれから話し合いを進めてまいりますので具体的に申し上げられませんが、後藤委員が申したとおり大事な部分でありますので、その辺は考えながら検討してまいりたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 3ページに確かに、過去の不適正事務発生の都度、全職員に対して研修を行ってきたんですが、今回の案件としてまさに実施をして終わってしまったと。これはやはり我々も重く受け止めなければならないと思っております。再発防止ということになりますので、研修そのもののあり方を根本から変えなければならないとそういうふうに思っております。ただ今の時点でどういう形でやるかというのは決まっておりますが、今までのような研修ではまた同じことが繰り返されると想定されますので、研修のあり方そのものを変えざるを得ないと思っております。

○委員長（山内昇一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 再発防止、非常に大切なところですし、前々から補助金を出したくないよというマインドにならないでくださいみたいなお話をしてますけど、町民と行政との信頼関係を今後も維持していくためにはそこそが1番大事だろうと思っておりますので、これ中間報告ですよ、最終報告がきっと上がってくると思っておりますので、そのときに、具体的に、本当に実効性のある再発防止策としてこれですと、これにかけますと、これをやればきっと大丈夫ですというものが、町民の皆様を代表している議会を納得させられるだけのものが出てこない限りは最終報告を受け入れられないということさえも考えなければいけないのかなと思っておりますので。とはいえ具体的には難しいところもありますけども、ぜひそこは我々を納得させるというか町民のみなさんの信頼をもう一度獲得できるものに仕上げさせていただきたいなと強く要望いたします。

○委員長（山内昇一君） 次に。及川幸子委員。

○及川幸子委員 1点お伺いします。前委員と同じような部分なんですけど、1つは監査意見書の中から、補助金の交付決定を行う際に必要な資料が全く保存されていない。それから法令違反の事務をしていたことについて、行政でお願いしている弁護士さんなどと相談してあるのか、それからこの法令違反の事務をしていたことに対してどのように当局は考えているのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 調査報告をまとめるにあたりまして、顧問弁護士の意見をいただくことにしているということにつきましては、そういった中身の資料

も含めて弁護士のほうに提供した上で意見をいただくということになっております。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 お金を支出するにあたりまして、交付決定がないまま、資料が全くないまま出されているということに対して前回副町長は出納室は関係ないというお話でございましたが、本当に関係がないのでしょうか。その辺再度お伺いいたします。お金は出納室から出ているわけです。何を基準にして、資料が全くない中で何を基準にして毎年出されて、ここ10年間出しているのか、その辺御説明願います。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） そう言った覚えはないんですが、お答えをさせていただきたいと思います。前にもお話をしましたが、会計室に伝票が回る時点では、既に交付決定通知が作成されておって、それを出していいですかという、いわゆるもう支出する直前のものがございますので、その事業が完成されているものと仮定をして出納室では支出をいたします。ですから、それ以前のチェックができていなかったこと自体が問題であって、出納室に伝票が回った時点ではもう既に遅いと考えておりますので、その辺の御理解はお願いしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） ほかにございませんか。ないようでありますので、これで南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用問題の発生原因についての調査に関する本日の質疑を終わります。

※この後、次回の特別委員会の進め方〈内容〉について協議した。

午後4時10分閉会